

岐阜県オンライン診療設備整備補助金 実施要綱

令和2年8月24日医福第426号

令和4年6月21日医福第312号

この事業は、「岐阜県オンライン診療設備整備費補助金交付要綱」（令和4年6月日医福第309号。以下「交付要綱」という。）に基づき実施するものである。

1 目的

本事業は、医療提供体制を構築していく上で、へき地や中山間地域で往診や訪問診療を行う医療機関の負担軽減及び患者の医療の確保対策として、医療機関等の開設者が行うオンライン診療及びその補助に必要な情報通信機器の整備に係る経費について補助する。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、県内に所在する病院又は診療所（歯科診療所を除く）並びに訪問看護事業所（以下「補助事業者」という。）とする。

3 事業内容

補助事業者は、以下の（1）から（5）の規定に基づき、オンライン診療及びその補助に必要な情報通信機器の購入を行う。

- （1）オンライン診療及びその補助の実施に当たっては、厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和4年1月一部改訂）及び関連通知の内容を順守すること（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡）に基づく診療の場合は、同事務連絡の内容を順守すること）。
- （2）病院、診療所においては、診療報酬の情報通信機器を用いた診療に係る基準の施設基準に係る届出を行うこと。
- （3）訪問看護事業所においては、（2）による届出を行っている病院、診療所と連携していること。
- （4）補助事業者は、補助を受けた日の属する年度の翌年度から少なくとも3年間、県が別途実施するオンライン診療の実施状況等に関する調査に協力することとする。
- （5）補助対象設備を用いて、オンライン診療のほか、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」における、オンライン医療相談・オンライン受診勧奨を行うことは差し支えないこと。

4 経費の負担

補助事業者がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助する。

5 その他

- (1) 補助事業者は、事業の実施上知り得た事実、個人情報については、特に慎重に取り扱うとともにその保護に十分配慮するものとする。
- (2) その他詳細については、必要に応じ別途定めるものとする。